

平成30年度 第2回 四国地方整備局
コンプライアンス・アドバイザリー委員会

(平成31年2月1日)

場所：高松サンポート合同庁舎 13階
1307会議室

コンプライアンス・アドバイザー委員会配席図

1307会議室

古川 委員
 中央 委員長
 三野 委員
 行成 委員

--	--	--

	主任監査官(司会)
	港政調整官
	適正業務管理官
	港政課長

出入口

用地部 長	港灣空港部 長	河川部 長	企画部 長	次長 長	局次長 長	次長 兼 総務部 長	建設部 長	道路部 長	営繕部 長

	企画調査官	総括調整官・建設	総括調整官・港灣	港灣空港企画官	入札契約監査官	監査官	総務課課長補佐

出入口

平成30年度 第2回 四国地方整備局 コンプライアンス・アドバイザリー委員会 議事次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成29年度コンプライアンス取組状況に係る各委員からの提言に対する対応について

(資料1)

平成29年度コンプライアンス取組状況に係る各委員からの提言に対する対応(案)

- (2) 平成30年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況(中間報告案)について

(資料2)

平成30年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況(中間報告案)

- (3) 四国地方整備局コンプライアンス推進計画(2019年度～2021年度)案について

(資料3)

次期「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」の方針(案)

(資料4)

四国地方整備局コンプライアンス推進計画(2019年度～2021年度)案

(資料5)

次期「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」参考資料

3 審議内容取りまとめ

4 閉 会

平成29年度コンプライアンス取組状況に係る各委員からの提言に対する対応（案）

四国地方整備局コンプライアンス推進室

平成29年度取組状況に関する各委員からのご提言に対し、平成30年度取組において対応した内容及び次期推進計画の取組での対応は以下のとおり。

※ ○ 提言 → 対応

《コンプライアンス・ミーティングについて》

- 身近なテーマをとということであれば、入札契約関係に限らず、それぞれの通常業務でのコンプライアンス確保について考えてみてはどうか。
- 入札契約関係以外で、例えば「公文書管理に関する適正な手続き」については、平成30年度に全職員を対象としたe-ラーニングや本局総務課担当者による事務所講習会等を実施した。
今後、公文書管理など業務全般に共通する課題や、それぞれの部署固有の業務における法令・規則等の遵守（適正な手続き等）についても考えるようなミーティングの実施を検討していく。

《講習会について》

- 公務員の世界の話だけでなく、民間の外部講師からも話を聞いて参考にしたら良いと思う。そういう外部からの話を時々聞くことも大事ではないか。
- 講習会や研修において、公正取引委員会や労働局などの公的機関や、民間のコンサルタント講師（ハラスメントやアンガーマネジメントをテーマ）から話を聞いてきたところ。今後、コンプライアンスに熱心に取り組んでいる民間企業からも話を聞くことを検討していく。

《ブロックワーキングについて》

- 事務所は業者との距離が近くトラブルが起きる可能性があるため、ブロックワーキングを活用して事務所で起こっていること、地域の話聞くべきである。
- これまでも、本局職員が参加し事務所での課題等に対応してきたが、さらに現場で抱える具体的な課題や悩みについて、重点的に議論していく。

《イントラネットの活用について》

- 自分の時間を使ってできるので便利であり、効率化が図れると思う。行動チェックやテスト、ハンドブックの活用もネットを利用してみてはどうか。
- イントラの活用については、例えば、平成30年度に実施した「コンプライアンス指導者講習会」の動画をアップし未受講者が視聴する機会の創出、自主学习コーナーのQ&Aに倫理関係、サービス関係及び実際にあった相談事例等の情報を追加等、新規の対応を行った。
引き続きコンテンツの充実と工夫を行い、さらに活用の促進を図っていく。

《行動チェックについて》

- 自分以外の人をチェックする方法が何かあっても良いのではないか。
- 各個人による自己の行動チェックに加え、平成30年4月には、新たに管理職員による部下の行動チェックなどを試行した。他人の行動をチェックすることについては課題もあるので、慎重に検討していく。

《アンケートについて》

- 「不当な働きかけ」があったというようなことが匿名のアンケートなら出てくるが、「事実の報告をしないのはなぜか」「面倒くさい、後ろめたいのはなぜか」という理由を説明するための方法を検討する必要がある。
- 平成30年10月から実施している講習会で、内部通報制度の意義（不正の未然防止、早期発見の機能）や導入のポイント（通報者の不利益取扱いの禁止、秘密保持の徹底）等について説明し、認識を高めるよう努めている。
また、平成31年1月に実施した職員アンケートにおいて、相談・報告窓口等に関する職員の意識について、より詳細に問う項目を設定しており、今後その分析を行い相談・報告窓口の活用を進める方策について検討していきたい。

《取組全般について》

- 個人と業者とのつながりが強くなるおそれがある場合は、問題が起きないように特別な取組を考えてほしい。
- 過去の処分事例等個別の具体例を示したハンドブックを作成するなど、事業者等との対応・接触について公務員倫理や発注者綱紀保持の意識啓発・強化を図るよう努める。
また、不正の端緒となり得る状況の有無についての実態の把握と早期対応を図るため、相談・報告窓口の活用促進や組織としてのチェックの強化について今後検討していく。
- 不祥事が起きる要因として、一般職員の場合は各個人の資質の問題、管理職員の場合は組織的な問題が多いと思う。個人の資質を変えるのはある程度限界があるので、組織の問題に重点を置くべきだと考える。
- 平成30年10月から実施している講習会で、不正行為発生の要因として考えられる個人の要因・組織の要因を取り上げ、特に本音と建て前の乖離や、不正の機会を生じさせる内部統制機能の不全など、組織上の課題を改めて考えてもらう機会を設けた。
- これまでプレッシャーをかける方向で実施してきたので、緩和する方向で検討していけば良いのではないか。 ※資料3で引用
- 次期推進計画の個別の取組の実施に当たっては、廃止・一時中止の可能性も含め、効果が高いものを重点化するなど優先順位を明確化する。

○ コンプライアンスになぜ取り組むのか、マイナス面だけでなく、肯定的、前向きな面にももう少し力を入れて、モチベーションが上がる方向で考えることも必要ではないか。

→ 平成30年10月から実施している講習会で、国土交通省の使命を果たすために四国地整や職員に対して社会や国民から何が求められているかを、それぞれの職務に応じて考えてもらう機会を設けた。

今後、事務所等で工夫している独自の取組を評価するなど、モチベーションが上がるような方法を検討する。 ※資料3で引用

→ (参考)コンプライアンスの進捗に関し客観的な評価方法の検討例

職員のコンプライアンス理解度を測定するため、コンプライアンス・ミーティング等において問題を出し、正答率を測定しているところ。

① 今年度は、過去、正答率が低かった問題について、もう一度職員に回答させ、その理解度を確認(現在実施中)。

今後、正答率の分布を把握することにより、コンプライアンス能力の向上を時系列的に測定できないか検討。計画に示された各種取組により、職員のコンプライアンス能力は向上していると考えられる(前提)。各年度実施する問題は難易度の差があり、単に正答率の時系列比較をしても、有意な結果が得られないと考えられることから、正答率の分布を分析することにより、分布の範囲が狭ければ全体的にコンプライアンス能力が向上し、広ければ能力不十分の職員が存在するものと想定。なお、他の事例で十分検証する必要があり、また採用にあたっては、一定期間の試行を経た後でないと、ミスリードする懸念はある。

平成30年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況(中間報告案)

四国地方整備局コンプライアンス推進室

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における四国地方整備局の土木工事発注に関し入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められるとして、同法に基づく改善措置要求が行われ、これを受け国土交通省においては「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

このことを踏まえ、四国地方整備局では局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化（以下「コンプライアンス等の強化」という。）を図るため、外部有識者で構成する「コンプライアンス・アドバイザー委員会」の意見を踏まえ、「コンプライアンス推進計画」を策定し、継続的に取り組むこととした。

本報告は、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、より広範囲なコンプライアンスに関する複数年にわたる計画として策定した「四国地方整備局コンプライアンス推進計画（平成28年度～平成30年度）」（以下「推進計画」という。）に基づく、平成30年度（平成31年1月現在）における取組状況と取組に対する評価について報告するものである。

以下、推進計画の項目に沿って記載する。

推進計画に基づく取組状況及び取組に対する評価

※アンダーライン箇所は、平成30年度の新たな取組

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) コンプライアンス推進本部等</p> <p>本部長（局長）の招集による定例会議（推進本部）を、原則毎月1回開催し、推進計画に基づく各月の取組の実施状況を確認、検証するほか、以下のような議案等について審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会資料について（H30.7） 平成30年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会での提言事項について（H30.8） 推進計画に基づく取組等の関係方面への周知（協力依頼）について（H30.9及10） 次期推進計画の方針について（H31.1） <p>(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会</p> <p>平成30年度は、第1回委員会を平成30年7月6日に開催する予定であったが、災害対応を行うため、各委員の了解のもと持ち回りの会議に変更した。事務局が各委員を訪問して意見を伺い取りまとめ、再度確認いただいた結果、議事である「平成29年度の取組状況（報告書案）」について了承いただくとともに、今後の取組等に対する提言をいただいた。</p> <p>(3) 事務所等の体制</p> <p>各事務所及び管理所においては、コンプライアンス推進責任者（事務所長及び管理所長）及び推進責任者を補佐する「事務所（管理所）コンプライアンス推進室」を中心に、コンプライアンス等の強化のための取組が積極的に行われており、事務所等独自の取組（以下の各取組項目の中で記載）もそれぞれ工夫しながら行われている。</p>	<p>コンプライアンス推進体制については、アドバイザー委員会の意見も踏まえ、推進本部において整備局全体の取組が円滑に行われるとともに、事務所推進室による自律的取組も積極的に行われており、組織としてのコンプライアンス等の強化が図られている。</p> <p>なお、アドバイザー委員会からは随時、客観的な意見、提言等を頂いており、これらに対し、推進本部等に対応方針に対し検討を行っている。</p>

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出 平成30年4月から平成31年1月までに異動のあった幹部職員85名（本局55名、事務所30名）全員から、自筆による「コンプライアンス宣誓」の提出を受けた。</p> <p>(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行 対象職員は、業績目標にコンプライアンスの徹底に関する目標を設定し、以下のように率先して取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属の幹部会等を通じて、不祥事の報道や人事院の資料等様々な題材をもとに、コンプライアンスの徹底について職員への周知・指導を行っている。 各課・出張所等でのコンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）に所長、副所長が参加し、議論の活性化等を図っている。 幹部職員の方から各課等へ顔を出し声がけしたり、決裁等の機会に話を聞いたりするなど、積極的にコミュニケーションを図っている。 	<p>幹部職員の率先的な指導の下、コンプライアンスの取組が徹底されている。</p> <p>引き続き幹部職員がリーダーシップを発揮して、新しい課題も含め、常に社会からの要請に応えられる、コンプライアンス意識の高い組織風土を構築していくことが重要である。</p>

3 職員の意識改革

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向</p> <p>1) 違法性やペナルティについての認識の徹底</p> <p>＜不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基に＞ 統一テーマによるミーティングでは、不当な働きかけやパワハラ、自転車運転のルール等に関する具体的なケースを基に意見交換を行った。任意のミーティングでは、過去の事例集や様々な不祥事報道等からテーマを選定するなどしている。<u>平成30年度は新たに、適正業務管理官が取りまとめた不祥事報道等の資料を各コンプライアンス指導者へ情報提供し、それを基に任意のミーティングを行った部署もあった。</u>適正業務管理官が行った講習会では、平成30年度に国交省職員が起こした不祥事案を取り上げて注意喚起を行った。その他にも、各部・事務所の幹部会等を通じて、他省庁の幹部職員によるセクハラや倫理規程違反の事案を受けて本省から出された周知指導文書や、様々な不祥事報道等の情報について、職員への注意喚起・指導徹底の取組が行われている。</p> <p>＜関係法令違反の違法性や懲戒処分等のペナルティについての認識が高まるような内容を＞ 上記の取組において、様々な不正行為が関係法令等にどのように違反しているか、どのようなペナルティが課されるか等について考え、認識が高まるよう指導が行われている。</p> <p>＜特に入札談合等関与行為に対する違法性やペナルティについて十分に認識させる＞ 高知談合事案を知らない新規採用職員、期間業務職員に対しては、研修や採用時講習で事案の内容を伝えているほか、その他の研修においても、公正取引委員会の講師による官製談合防止法に関する講義を実施している。各事務所等でも、高知談合事案の教訓を風化させないことが重要との認識を持って積極的に取り組んでいる。</p>	<p>職員のコンプライアンス意識の啓発については、ミーティングや講習会等で、職員一人ひとりに法令違反の違法性と結果の重大性や組織の一員として不正防止を図ることの重要性を認識させた。各部署でも、個別に、他機関の不祥事に関する報道等について注意喚起を行うなど、具体的で幅広い事例を基に、職員のコンプライアンス意識が高まるような取組が行われている。</p>

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

<職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用>

グループ討議方式で行うミーティングでは、統一テーマや事務所等の独自テーマを設定するに当たって、なるべく身近な事例を取り入れるとともに、職員自身や職場のことを振り返って考え、意見や質問を出してもらおうように努めており、出された質問等に対しては、適正業務管理官が類似事例等や手続き上の実務例を示すなど、できるだけ具体的な説明を行うよう工夫している。

整備局実施のコンプライアンス研修は、課題についてグループ討議、発表、質疑応答を行う方式により実施している。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

適正業務管理官等や各事務所等のコンプライアンス指導者（以下「指導者」という。）が、コンプライアンスに関する講習会や研修の受講状況、及びミーティングへの参加状況を記録・保存している。

ミーティングへの参加状況は、各指導者から適正業務管理官へ毎月報告するようにしており、統一テーマに係るものは100%の参加率となっている。

また、各事務所等独自の講習会等を実施した場合も各指導者から適正業務管理官へ適宜報告が行われている。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

講習会での講師を勤める指導者の能力向上のため、外部講師による指導者講習会やブロックワーキングでの勉強会を実施した。また、国土交通大学校主催の指導者養成研修に職員を派遣し、参考となる研修資料を各指導者に展開する取組を新たに行った。

各指導者等は、適正業務管理官等による講習会の未受講者に対するフォローアップ講習会で講師を務めるほか、事務所等独自の講習会も工夫しながら実施し自己の研鑽に努めている。

なお、適正業務管理官が作成した講習会資料は、講義ノートを各指導者へ送付し目線を合わせるようにした。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

ミーティングの実施方法については、平成30年度より正式に3ヶ月完結方式（1ヶ月目に本局で作成した統一テーマに基づいてミーティングを行い、2ヶ月目は意見等の集約と質問に対する回答を作成するとともに必要に応じて各事務所等の独自テーマによるミーティングも実施する期間とし、3ヶ月目に意見や質問への回答を共有・確認する）で実施している。

各所属での独自のミーティングについては、コンプライアンスに関する職員からの疑問点や、指導者あてに提供している事例集、研修や講習会資料、時事報道等から身近なテーマを選定するなどの工夫を行い、積極的に取り組まれている。

また、ミーティングは基本的に各課等单位で実施しているが、推進責任者や指導者が参加し議論の活性化を図ったり、組み合わせを変えながらの二課合同実施、役職階層別の実施など、マンネリ化防止の工夫が各事務所において行われている。

ミーティングへの参加率を高めるため、複数回の実施や他課のミーティングへの参加等の工夫を行い、職員の参加率（統一テーマに係るもの）は100%となっている。

平成30年度のミーティングの実施状況（テーマ、概要）は、別表1のとおりとなっている。

ミーティングや研修では、なるべく身近に感じるテーマの設定等の工夫により、多くの意見や質問が出てきている。また、より効果が浸透するよう、他者の意見や質問に対する具体的な説明等を参加者が共有し再確認している。今後、各部署の独自の取組を適正業務管理官が収集し、効果があるものは共有し活用する必要がある。

ミーティング、講習会等への参加状況について、各部署で記録のうえ適正業務管理官へ報告が行われ、適正に管理されている。

事務所等における講習会の講師を、各指導者が着実に務めており、そのための能力向上にも取り組んでいる。

統一テーマによるミーティングには全職員が参加し、多くの意見や質問が出されるなど、活発な議論が行われている。また、統一テーマ以外の独自テーマを設定しミーティングを行っている部署もあり、意識の維持・向上やコミュニケーションの向上が図られている。（今後、職員アンケートにより効果等を検証する予定）

2) コンプライアンス講習会

講習会は、全職員が年度中に1回は受講できるよう、①指導者を対象とした指導者養成講習（講師：外部講師）、②管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）、③係長、係員等を対象とした講習会（講師：各指導者）を実施している。また、新規に採用された期間業務職員を対象とした採用時講習（講師：各指導者、総務課長補佐等）も実施している。なお、未受講者をなくすため、必要に応じ、対象以外の受講も可としている。

また、上記以外にも各事務所等では独自のテーマにより講習会を実施するなど、自律的な取組が積極的に行われている、

平成30年度の実施状況（テーマ、講師、受講者数）は、別表2のとおりとなっている。

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修のうち、新規採用職員研修及び昇任時研修（初任係長、管理職Ⅰ（課長、出張所長等）、管理職Ⅱ（副所長））において、コンプライアンスに関する講義（講師：適正業務管理官、総務課長補佐）を実施したほか、国家公務員の服務・倫理、ハラスメント防止等に関する講義（講師：人事課）や、入札談合等関与行為の防止等に関する講義（講師：公正取引委員会）などが行われている。また、コンプライアンスに関する講義内容のある国土交通大学校や人事院等の他機関主催の研修にも職員を派遣し、受講機会の確保に努めている。

整備局実施のコンプライアンス研修の実施状況（テーマ、受講者数）は、別表3のとおりとなっている。

4) ブロックワーキング

徳島、香川、愛媛、高知の4ブロックごとに指導者が集まり、各事務所等の取組について情報共有し、今後の取組について議論するなどの勉強会を行っている。

なお、年度当初のブロックワーキングには、本局から企画調査官、適正業務管理官等が参加し、本局事務所間でのコンプライアンスの取組に関する意見交換を行っており、特に平成30年度は、事業者との対応ルールの遵守状況や、コンプライアンスを意識しすぎて萎縮している状況がないかなど、現場の実態や課題について聞く場とした。

各ブロックの実施状況（実施回数、議題、参加者）は、別表4のとおりとなっている。

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

本局イントラネットに「コンプライアンス関係自主学習コーナー」として、各種講習会資料やQ&Aを、また「コンプライアンス関係資料」として、過去のミーティング資料・意見等や、不祥事案関係の資料等を掲載し、職員の自主学習支援を図っている。

平成30年度は「自主学習コーナー」に指導者講習会の録画をアップし、未受講者に視聴するよう指導した結果、未受講者全員が受講した。また、自主学習コーナーのQ&Aに倫理関係、サービス関係及び実際にあった相談事例等の情報を追加した。

「自主学習コーナー」へのアクセス数は、別表5のとおりとなっている。

全職員が年1回は受講が可能となるよう各種講習会が実施され、別表2のように12月末時点で延べ1,495名が受講している。今後、全職員が受講する予定である。（今後、職員アンケートにより効果等を検証する予定）

左記に示した各種講義について、研修員のアンケート結果をみると、講義の理解度（よくできた、概ねできた）は92%、参考度（非常になった、なった）は94%となっており、意識や知識の向上等の効果があったといえる。

各事務所等の工夫を他の事務所等が知る機会であり、参加者から評価されている。現場の実態や課題についても本局出席者からのアドバイスや他事務所等の例を参考にするなど、有意義な情報共有ができた。

今後さらに、各事務所等の現場で抱える具体的な課題や悩みについて、重点的に議論する。

「自主学習コーナー」へのアクセス数は前年より減っており、活用への工夫が求められる。（今後、職員アンケートにより効果等を検証する予定）

指導者講習会の録画視聴により、各指導者が積極的に自主学習に取り組むなどの効果が上がっている。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

平成30年12月の国家公務員倫理週間の局長メッセージで、全職員に対し「コンプライアンスや業務において判断に迷うときにはまず上司に相談し、組織として判断する風土を作ることが重要」との呼びかけ等を行った。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

日々ランダムに表示しているが、新たに「公文書の日」に関する周知や、GW期間中の情報セキュリティに関する注意事項など、特定期間に周知すべき事項があればそれらを表示している。7月には本省からの周知文書を受け、セクハラ防止に関するメッセージを一定期間表示し注意喚起を行い、12月は国家公務員倫理週間（12/1～7）に関連して倫理規程に関する画面を重点的に表示した。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

統一テーマによるミーティング実施月（4、7、10月）に、本局で作成した行動チェックシートにより実施した。

4月は管理職員が部下職員の行動についてもチェックする方法を試行した。また、従来ミーティングテーマとは関連せず、チェック（シート）は独立していたがの内容だったが、7月と10月はミーティングテーマに連動したチェックシートを作成した。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

平成28年度の推進計画の策定に合わせて作成したハンドブックを、ミーティングや講習会の参考資料として使用するなど、活用が進むよう取り組んだ。

組織のトップが理念や方針を明確に示すことが重要であり、これらのメッセージにより組織が丸となってコンプライアンスの推進に取り組むことができている。

時々の社会の要請に合った必要なメッセージを有効なタイミングで表示することにより、職員が再確認できるとともに、メリハリのある取組となるよう工夫している。（今後、職員アンケートにより効果等を検証する予定）

（試行の結果や効果は今後職員アンケートにより分析予定。）

（活用状況やその効果は今後職員アンケートにより分析予定。）

4 発注者綱紀保持の徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底</p> <p>発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）第5条及び発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）第5条関係に規定するルール（公平かつ適正に接すること、原則としてオープンな場所で複数により対応すること）について、幹部会や課内会議などの機会を通じて職員に周知・徹底するとともに、整備局ホームページへの掲載、玄関や執務室入り口へのポスター・チラシ等の掲示や、事業者団体との意見交換の機会を捉えて依頼するなど、事業者等に対しても周知徹底を図っている。</p> <p>また、平成30年度は、ルールが実際に守られているかどうかを所屬長が所屬職員に定期的に確認を行い所課長会議等で報告するよう依頼した（新たな取り組み）。</p>	<p>ルール遵守に向けた職員及び事業者等への啓発・周知やハード面での対策が徹底されている。また、ルール違反の実態があるかどうか定期的に確認するなど実効性の確保に努めている。平成31年1月までに報告のあった事務所では、ルールはすべて守られている。（今後職員アンケートにより、今年度のルール遵守状況についてさらに確認する予定）</p>

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

規程第12条及びマニュアル第12条関係に規定する、事業者等からの不当な働きかけと思料する行為への対応及び当該事実の局長への報告義務についても、幹部会や課内会議等の機会を通じて職員に徹底している。

また、平成30年度は、不当な働きかけがなかったかを所属長が所属職員に定期的に確認を行い所課長会議等で報告するよう依頼した(新たな取り組み)。

平成30年4～6月のミーティングでは、不当な働きかけを受けたかどうか判断に迷う場合を含めて相談・報告するよう意識啓発を図った。

事業者等からの不当な働きかけに対する対応や報告義務についても、いろいろな機会に職員への啓発が行われている。また、不当な働きかけの実態があるかどうか定期的に確認するなど実効性の確保に努めている。現在までに、不当な働きかけに対する報告はされていない。

(今後職員アンケートにより、今年度の不当な働きかけの有無についてさらに確認する予定)

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>コンプライアンス相談・報告窓口については、ミーティング資料の末尾へ必ず記載し、相談・報告者は必ず保護されるので安心して相談等するよう呼びかけている。また、講習会や研修においても積極的に周知している。</p> <p>事務所等においては、指導者である副所長室の入口に相談・報告窓口である旨の表示を行うとともに、日頃からいろいろな機会を通じて早めの相談について指導している。また、風通しのよい組織・職場づくりについては、所課長会議等において管理職員への指導を行うとともに、幹部職員の方から積極的に所属職員への声かけを行うよう心がけており、所長に何でも相談できる打合せ時間を設けたり、事務所独自の講習会で所長、副所長と一般職員との意見交換を実施したり、指導者やセクハラ相談員が期間業務職員と面談を行いパワハラ等も含め相談をしやすい場を設けたりするなど、職員間のコミュニケーションの醸成を図る工夫も行われている。</p>	<p>コンプライアンス相談・報告窓口についての職員への周知は十分行われており、倫理規程関係を中心に適正業務管理官への相談も月5件程度行われている。</p> <p>また、風通しの良い組織・職場づくりにも幹部職員が率先して取り組んでいる。</p> <p>(今後、職員アンケートにより、相談・報告窓口等に対する職員の意識等を把握・検証する予定)</p>

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>1 不正が発生しにくい制度への見直し</p> <p>事務所等が発注する全ての工種の工事について、予定価格の作成を入札書の提出後に行うとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させている。また、技術審査・評価業務を、香川(徳島、池田地区含む)、松山、高知、中村の各ブロックの品確センターに集約し、積算業務との分離体制を確保するとともに、技術提案書における業者名のマスキングを徹底するなど、情報漏洩の防止対策を図っている。</p> <p>また、平成29年度より本局においても積算業務と技術審査・評価業務との分離体制を確保している。</p> <p>2 情報管理の徹底</p> <p>規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びにマニュアルの同条関係の規定に基づき、発注事務に関する情報管理の責任体制(情報管理総括責任者による情報管理責任者、業務上取り扱う者の指定等)を確立し、文書の施錠箇所での保管、データのアクセス制限やパスワード設定、入契委員会資料の回収・廃棄の徹底等、秘密情報の管理が適切に行われており、情報管理責任者による点検を定期的に行っている。</p> <p>また、情報管理ルールの徹底について、ミーティングや所課長会議等の場で注意喚起、意識啓発を行っている。</p>	<p>見直し後の入札契約手続きについては、定着し適正な運用が行われている。引き続き、職員が巻き込まれないよう、不正が発生しにくい制度を維持する必要がある。</p> <p>情報管理責任者により定期的に点検を行うなど、秘密情報の漏えい防止等のための発注事務に関する情報管理の徹底が図られている。今後とも職員にその重要性と責任を認識させ、引き続き徹底する必要がある。</p>

Ⅲ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告 推進計画に基づく取組の実施状況は、毎月、各部・事務所等からの報告を受け、推進本部の定例会議において報告している。 また、各事務所・管理所の推進責任者が年1回は定例会議に参画し、各事務所等の独自の取組状況、入札契約（工事・コンサル）の発注状況及び分析、課題・問題点等について報告を行っている。なお、報告は平成27年度よりTV会議により行われ、他の事務所等は視聴により参加可能となっており、事務の合理化・効率化を図っている。</p> <p>(2) 推進計画に基づく取組の公表 平成29年度の取組状況について本部長評価を行い、アドバイザー委員会の審議を経た「平成29年度四国地方整備局コンプライアンス報告書」を、8月に本局ホームページの「コンプライアンスの取組」コーナーにおいて公表した。 本中間報告案もご了解ののち、公表予定である。</p>	<p>推進本部による取組状況のモニタリングについては、毎月の定例会議における推進責任者からの報告、及び各部・事務所等からの月例報告を取りまとめたものにより、局長を始めとする推進本部員が把握し、検証及び改善に向けた指導等が行われている。</p> <p>本局ホームページに掲載し、関係各方面に周知等を行うことにより、取組に対する透明性の確保を図っている。</p>

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証 全職員を対象とするコンプライアンス関係法令等セルフチェック（平成31年1月実施）における<u>新たな取組として、チェックシートの内容を、過去に実施した問題のうち正答率の低かったものや平成30年度に実施したミーティングテーマに関連した問題とし、取組の効果があつたかどうか確認することとしている。</u></p> <p>(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握 「コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケート」（平成31年1月実施）における<u>新たな取組として、①事業者との対応ルールが守られていなかったり不当な働きかけがあつたりした場合、その具体的な状況を記入する項目、②相談・報告窓口等に関する職員の意識についてより詳細に問う項目、を設定した。</u></p>	<p>（平成31年2月に結果を分析し評価を行う予定）</p> <p>（平成31年4月までに結果を分析し評価を行う予定）</p>

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>推進本部の定例会議において、推進責任者より事務所ごとの落札率や入札参加業者数の状況等について報告し、競争性の確保に問題がないか確認を行っている。また、第三者機関である入札監視委員会において外部有識者の審査を受けることにより入札及び契約の透明性の確保に努めている。</p> <p>事務所ごとの月別平均落札率の推移及び年度別平均落札率（一般土木C等級・港湾土木B等級工事）及び業者別年間受注額・受注割合について、平成25年度以降のデータを本局ホームページで公表し、月ごとのデータを追加更新している。</p>	<p>四国地整の入札・契約状況等について、外部・内部の会議でチェックを行うとともに、事務所ごとの応札状況等をホームページで公表するなど、透明化、情報公開の強化に努めている。</p>

4 内部監査の強化・充実

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>本局監査官室が、平成30年10月から12月にかけて、9事務所では推進計画の取組状況等について監査を実施し、その際、所長、副所長に対して個別ヒアリングも行い、各事務所における入札談合等関与行為の再発防止対策の取組姿勢等について検証を行った。</p>	<p>監査の結果、コンプライアンスの取組状況について、現地に入り把握するとともに、その際ヒアリングにより幹部職員の意識や取組状況の確認を行い、事務所等において再発防止が適切に図られていることを確認できた。</p>

IV 取組等の周知

【取組状況】	【取組に対する評価】
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体との意見交換会等の場で、幹部職員から発注者綱紀保持を含むコンプライアンスの取組について協力依頼を行っている。 例) 高知県建設業協会との意見交換会の場で、所長から発注者綱紀保持規程について周知した。 ・本局ホームページの「コンプライアンスの取組」コーナーに、推進計画や発注者綱紀保持規程・マニュアル等とともに「事業者のみなさまへ」として取組への協力依頼を掲載している。また「入札・契約情報」コーナーでも「有資格事業者のみなさまへ」として周知・協力依頼を掲載している。 ・一般競争参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持の取組に対する理解・協力を求めるチラシを同封している。 	<p>四国地整のコンプライアンスの取組に対する理解・協力を求める関係各方面への周知等が、様々な機会、方法により積極的に行われている。</p> <p>今後、直接対面して依頼する取組を強化することにより、実効性を高めていく必要がある。</p>

V 推進計画の定期的検証及び見直し

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>平成30年度に計画の終期を迎えることを踏まえ、上記I～IVの取組状況に対して行った推進本部による検証及び評価、並びに平成31年2月のアドバイザー委員会における意見等を基に、次期推進計画の策定を予定している。</p>	

別表 1 平成30年度 コンプライアンスミーティング 実施状況

別表 2 平成30年度 コンプライアンス講習会 実施状況

別表 3 平成30年度 コンプライアンス研修 実施状況

別表 4 平成30年度 ブロックワーキング 実施状況

別表 5 H30 自主学習コーナーアクセス数

平成30年度 コンプライアンス・ミーティング実施状況

実施月	ミーティング・テーマ	ミーティングの概要
4月	不当な働きかけかと思ったら	事業者等からの「不当な働きかけ」に該当し得る行為について、考察し、自由に意見交換も行った。また、報告方法についても確認した。
5月		事務所等独自のテーマで任意に実施。(本局から送付した「懲戒処分等が行われた不祥事事例」等も適宜使用)
6月		4月のミーティングで出された意見・質問及びそれらに対する回答・説明について、情報共有・確認を行った。
7月	ハラスメントのない職場にするために	「パワー・ハラスメント」の定義や該当し得る行為などについて、自由に意見交換を行った。
8月		事務所等独自のテーマで任意に実施。(本局から送付した「懲戒処分等が行われた不祥事事例」等も適宜使用)
9月		7月のミーティングで出された意見・質問及びそれらに対する回答・説明について、情報共有・確認を行った。
10月	身近な自転車について今一度考えよう!	身近な乗り物である「自転車」について、自分や他人の運転を振り返り、また、「ながら運転・スマホ」についても、自由に意見交換を行った。
11月		事務所等独自のテーマで任意に実施。(本局から送付した「懲戒処分等が行われた不祥事事例」等も適宜使用)
12月		10月のミーティングで出された意見・質問及びそれらに対する回答・説明について、情報共有・確認を行った。
計		9回

平成30年度 コンプライアンス講習会実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
4月11日 17	中筋川総合開発工事事務所	コンプライアンス推進計画に基づく、実施状況の確認及び再周知	コンプライアンス指導者	29
4月12日	那賀川河川事務所	「コンプライアンス」関係	コンプライアンス指導者	40
4月23日	本局	「不祥事における危機管理」	国交大柏 白崎教授	78
5月14日 17	高松港湾・空港整備事務所	「パワハラ、セクハラ防止」関係	総務課長	34
5月18日	大渡ダム管理所	「コンプライアンス」関係	総務係長	11
6月13日	大渡ダム管理所	「人事院研修資料」	総務係長	11
6月20日	小松島港湾・空港整備事務所	「収賄での損害賠償請求等」関係	コンプライアンス指導者	34
7月10日	大渡ダム管理所	「農政局入札不正で職員免職」関係	総務係長	11
7月25日	中筋川総合開発工事事務所	「セクシュアル・ハラスメントの防止について」	コンプライアンス指導者	29
8月8日	四国技術事務所	「セクシュアル・ハラスメント」関係	セクハラ相談員	7
8月10日	大渡ダム管理所	「災害対応時の不適切事案」関係	総務係長	11
8月30日	徳島河川国道事務所	「セクシュアル・ハラスメントの防止について」	コンプライアンス指導者	37
9月11日	大渡ダム管理所	「災害対応時の不適切事案」関係	総務係長	11
9月13日 17	松山港湾・空港整備事務所	「発注者網紀保持規程と倫理」関係	コンプライアンス指導者	27
10月11日	大渡ダム管理所	「人事院研修資料」	総務係長	11
10月9日	大渡ダム管理所	「国家公務員と一般国民という間柄への対応について」	総務係長	11
10月12日	中筋川総合開発工事事務所	「自転車・自動車運転」関係	コンプライアンス指導者	20
10月23日	大渡ダム管理所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	8
10月24日	高知河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	45
10月24日	土佐国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	40
11月2日	香川河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	48
11月2日	四国技術事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	25
11月5日	四国山地砂防事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	26
11月5日	吉野川ダム統合管理事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	18
11月5日 6	山鳥坂ダム工事事務所	「コンプライアンス」関係	コンプライアンス指導者	34
11月6日	那賀川河川事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	25
11月7日	徳島河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	31
11月13日	中筋川総合開発工事事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	16
11月14日	中村河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	49
11月14日	野村ダム管理所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	6
11月20日	中筋川総合開発工事事務所	「職場でのハラスメント防止について」	セクハラ相談員	12

平成30年度 コンプライアンス講習会実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
11月21日	山鳥坂ダム工事事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	19
11月21日	大洲河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	12
11月22日	松山河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	37
12月5日	那賀河川事務所	公務員倫理法	コンプライアンス指導者	20
12月10日～14日	本局（10回）	「不祥事（不正行為）防止のために」	適正業務管理官	338
12月11日	大渡ダム管理所	「工事着手前及び土地収用法による地元説明会時の業者による茶菓子の準備の可否について」	総務係長	10
12月17日～21日	徳島河川国道事務所（5回）	「不祥事（不正行為）防止のために」	コンプライアンス指導者	126
12月20日～27日	本局（5回）	「不祥事（不正行為）防止のために」	コンプライアンス指導者	15
12月25日～27日	中村河川国道事務所	「不祥事（不正行為）防止のために」	コンプライアンス指導者	23
計		62回		1,395名

平成30年度 コンプライアンス講習会（期間業務職員等）実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
4月2日	吉野川ダム統合管理事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月3日	松山港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月6日 10日	四国山地砂防事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
4月9日 10日	中筋川総合開発工事事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
4月10日	土佐国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	5
4月11日	那賀川河川事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
4月12日 13日	中村河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月13日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	8
4月19日	本局	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	適正業務管理官	7
4月26日	山鳥坂ダム工事事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
5月15日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
5月18日	高松港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
5月22日	松山港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
5月25日	高知河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
5月30日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	4
6月1日	高松港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
6月4日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	4
6月18日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
6月20日 25日	中村河川国道事務所	「国家公務員倫理H30.3」関係	コンプライアンス指導者	15
6月28日	本局	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	総務課補佐	1
8月7日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
8月7日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
8月7日 8日	中村河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
8月30日	本局	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	総務課補佐	1
9月12日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
9月19日	高松港湾・空港整備事務所	「国家公務員の服務」関係	コンプライアンス指導者	1
9月14日	小松島港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
9月21日 25日	中村河川国道事務所	「義務違反ハンドブック（人事院）」関係	コンプライアンス指導者	15
10月2日	土佐国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
10月15日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
10月15日	山鳥坂ダム工事事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
11月2日	四国山地砂防事務所	「国家公務員の服務」関係	コンプライアンス指導者	3
11月7日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1

平成30年度 コンプライアンス講習会（期間業務職員等）実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
11月27日	本局	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」 「発注者綱紀保持規程」関係	課長補佐	1
計	40回			98名

平成 3 0 年度 コンプライアンス研修実施状況

実施日	研修名	講義テーマ	受講者数
4月3日	新規採用職員研修	「コンプライアンスの徹底」関係 「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス (DVD)」上映	49
5月23日	管理職Ⅱ研修	「高知談合事案を振り返って」	16
6月8日	初任係長研修	「発注事務のケーススタディ」関係	11
11月20日	管理職Ⅰ研修	「パワー・ハラスメントについて」	27
計	4回		103名

平成30年度 ブロックワーキング実施状況

地区	日程		議題	参加人数
徳島地区	第1回	6月20日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○発注者綱紀保持の徹底に関する現場での実態 ○関係団体及び事業者との意見交換の実施状況及びコンプライアンス上の課題	17
香川地区	第1回	6月21日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○発注者綱紀保持の徹底に関する現場での実態 ○関係団体及び事業者との意見交換の実施状況及びコンプライアンス上の課題	17
愛媛地区	第1回	6月6日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○発注者綱紀保持の徹底に関する現場での実態 ○関係団体及び事業者との意見交換の実施状況及びコンプライアンス上の課題	17
高知地区	第1回	6月27日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○発注者綱紀保持の徹底に関する現場での実態 ○関係団体及び事業者との意見交換の実施状況及びコンプライアンス上の課題	19
計	4回			70名

H30自主学習コーナーアクセス数

年 月	アクセス数	参考（前年同月）	参考（前々年同月）
平成30年 4月	67	102	30
平成30年 5月	54	83	37
平成30年 6月	83	101	43
平成30年 7月	62	57	13
平成30年 8月	97	70	67
平成30年 9月	53	102	19
平成30年 10月	59	78	34
平成30年 11月	77	125	11
平成30年 12月	165	262	31
平成31年 1月		101	30
平成31年 2月		171	40
平成31年 3月		124	79
計	717	1,376	434

次期「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」の方針（案）

四国地方整備局コンプライアンス推進本部

【次期計画の基本的考え方】

（現行計画期間の振り返り）

1. 現行計画に基づく取組は概ね順調に実施されている。
 - ・ H28, 29 年度 of 取組状況報告に対し、コンプライアンス・アドバイザリー委員会（以下「委員会」という。）で了承。（資料5-1）
 - ・ H30 年度も例年ベースで進捗。（資料2）
2. 次期計画は（修正された計画を含め）7回目（8ヶ年度目）（資料5-2）
3. 現行計画期間中、対象とするコンプライアンス（資料5-3）に関し、
 - (1) 「発注者綱紀保持」：中部地整事案等の発生
 - (2) 「公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項」：公文書の取り扱い等の事案が発生。
4. 高知事案から時間が経過することに伴い、高知事案の風化、形骸化が懸念。また、取組のマンネリ化も懸念。
5. ワークライフバランス、生産性の向上、委員意見（取組の規制→緩和（資料1のP2《取組全般について》※箇所）等の要請
6. なお、委員会等において、計画に盛り込まれた個別の取組について提言あり。（資料1）

（次期計画の基本的考え方等）

以上のことから、次期計画について（赤字は現行計画に追加、修正等）

- (1) 高知事案の反省は常に継続し、理念・骨子の変更をせず、今までの取組の蓄積を踏まえ、現行計画をベースに修正
次期計画の位置づけの記述の充実 (P1)、高知事案の文言を挿入 (明確化) (P2)、職員の意識改革の継続 (P2) 他
- (2) 計画期間は同様の3カ年（現行計画前は単年計画）
- (3) 取組に当たっては、廃止・一時中止も含め、優先順位付け、重点化 (P1)（資料5-4）
- (4) 組織としてのノウハウの蓄積、活用 (P1)
- (5) 現場に近い（、高知事案を知る）コンプライアンス指導者の推進体制としての位置づけ (P2)

(6) 常に社会的要請に応える必要 ※公文書管理等の例示、社会的要請の文言の追加 (P2) (資料5-5)

(7) 次期計画の推進にあたり、個別の取組については、委員提言等を踏まえた対応を図る。

例 他のコンプライアンス推進部局との連携 (資料5-6)

創意工夫に対する評価 (資料1のP3※箇所)

(策定方針)

高知事案を風化させることなく、今までの取組の蓄積を踏まえ、発注者綱紀保持とともに、公正性・倫理性の観点も含め、メリハリをつけた複数年の取組とする。

【留意事項】

○現行計画の取組の一環として、事業者団体、地方公共団体、退職者へ取組の趣旨やルールについて理解を求めため、文書により依頼しているが、次期計画策定後、新しい計画の説明を兼ねて、原則、直接対面し、説明を行う。

※退職者へは文書により依頼

※発注者支援業務受注事業者へは従来より年度当初に対面にて依頼

四国地方整備局コンプライアンス推進計画案（未定稿） （平成28年度2019年度～平成30年度2021年度）

方針6(2)

平成28年3月1日（2019）年3月〇月〇日

四国地方整備局コンプライアンス推進本部室

四国地方整備局は、四国地方において広域的な視点に立ち、社会資本の整備・維持管理などを通じて地域の活性化を図り、災害に強い四国づくりを推進し、この地に暮らす人々の命と暮らしを守る重要な使命を担っている。その遂行に当たっては、職員一人ひとりが自覚と誇りを持って職務に当たることが肝要である。

引用する
ため

私たち四国地方整備局の職員は、二度と高知県内における入札談合事案（以下「高知事案」という。）のような不祥事を起こすことなく、コンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守し、我々に期待されている社会的要請に的確に対応し、その使命を果たしていく必要がある。

方針6(1)

このため、平成24年（2012年）11月に「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を初めて策定し、それ以降、各種取組を進めてきたところである。今回、変更を含め7回目となる「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（2019年度～2021年度）においては、これまでの蓄積を踏まえ、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、より広範囲なコンプライアンスに関する複数年にわたる取組として、平成28年度を初年度とする「コンプライアンス推進計画」（平成28年度～平成30年度）を策定し、以下の取組を行う。なお、取組にあたっては、重点化、優先順位等に十分配慮するとともに、得られたノウハウは、組織全体として蓄積し、活用する。

方針6(3)

方針6(4)

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月12日に設置した局長を本部長とする「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定で設置した「四国地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成24年度に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等について意見を伺い、取組等の強化に反映させる。

(3) 事務所等の体制

事務所等のコンプライアンスの取組を強化するため、事務所長及び管理所長を「コンプライアンス推進責任者」とし、するとともに、各事務所等の推進責任者を補佐するため「コンプライアンス推進室」の体制を継続するとともに、現場により密着した形で指導を行うため、本局、事務所等に配置されたコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）を通じ、コンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に行う。

方針6(5)

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを発揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、常に、組織風土を変えていくことが重要である。

方針6(1)等

このため、幹部職員のコンプライアンスの徹底について、以下の取組を進める。

(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出

幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ、各部・各事務所のコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）に提出する。

前出箇所に表記

コンプライアンス指導者は、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管し、その写しを適正業務管理官まで送付する。

対象者 本局：課長・室長・センター長以上の管理職
事務所：副所長以上

(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行

幹部職員は、4月期及び10月期の業績評価において、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを徹底すること、及び部下職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを目標として掲げ、着実に実行する。

対象者 上記(1)と同じ

3 職員の意識改革の継続

職員一人ひとりにコンプライアンス意識をしっかりと根付かせ、年月の経過とともに高知事案を風化させないようにするず、また、適正な公文書管理等、常に社会的要請に対応させるための取組が必要である。

方針6(1)

方針6(6)

このため、講習会等を始めとした職員のコンプライアンス意識の啓発につい

て、以下の取組を進める。

(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

講習会等の内容については、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び同規程、官製談合防止法、国家公務員法等の関係法令違反の違法性や、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについての認識が高まるような内容を可能な限り取り入れる。

特に入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させる。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

研修等の手法については、一方的な講義方式ではなく、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にしながら、自分の身近な問題として職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用する。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

各職員のコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

コンプライアンス指導者が各部、各事務所等において講習会の講師を務める取組を引き続き進める。

このため、指導者を対象にした講習会や、ブロックワーキングでの勉強会を充実させ、指導者能力の向上を図る。

また、国土交通大学校主催のコンプライアンス指導者養成研修にコンプライアンス指導者等を積極的に参加させるとともに、当該研修の受講者が研修講師等を務めることにより、受講成果のフィードバックを図る。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）は、**毎月1回**全職員が参加してグループ討議を行うものであり、最も効果的な職員の意識啓発手法であるとともに、意識を把握する重要な機会であるため、取組の中心的役割を担うものとして位置付ける。

運用の変更等

ミーティングは、全員が参加できるよう複数回に分けて実施したり、他の所属のミーティングへ参加させる等の工夫により、出席率が100%となるよう努める。

また、職員一人ひとりの理解が深まるだけでなく、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、**本局職員関係部署等**に相談していくことが定着するように身近で具体的な事案に即した取組を行うとともに、ミーティング等で得られた職員意見や疑問点等を共有し、テーマとして再度確認を行うことにより、職員の参加意識や議論の質が高まるような取組を行う。

文言の適
正化

2) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催する。

- ① コンプライアンス指導者等を対象とした指導者養成講習（講師：外部のコンプライアンス有識者等）
- ② 管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）
- ③ 係長、係員等を対象とした講習会（講師：コンプライアンス指導者）

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、昇任（採用）時の研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れる。

それぞれの研修内容に即して、研修員が日常業務や組織対応の中で感じるコンプライアンス上の問題、疑問等、又は職場でのミーティングで出た疑問点等を持ち寄り、テーマとしてグループ討議等を行うとともに、討議結果を発表、記録するものとする。

4) ブロックワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るための勉強会を、近隣事務所等によるブロックごとに、ブロックワーキングとして実施し、講習会や**コンプライアンス**・ミーティングのテーマなどについて活発に議論し情報共有を図る。

語句の適正化

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

職務上の都合で講習等に出席できない職員による利用及び職員のコンプライアンス意識の醸成を支援することを目的としたイン트라ネットの自主学習コーナーの充実を図るとともに、ミーティングでの主な意見やコンプライアンスの相談についてイン트라ネットに掲載し情報共有を図る。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応等について、適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンスメッセージを日々変更し表示する。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを隔月で実施することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

運用の変更等
ミーティングに連動

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、ミーティングの成果等から作成する事例集やコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し全職員に配布する。

4 発注者綱紀保持の徹底

事業者や事業者団体との対応については、四国地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされるよう、組織としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第 5 条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、規程第 12 条第 1 項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第 2 項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、随時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第 6 条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、心の悩みや、周りが見てこれはおかしいと気付く場合も含めてくみ取れるような、相談されやすい窓口となるよう配慮するとともに、各職場においてもコンプライアンスに関する問題を気軽に話し合える風通しのよい組織づくりに取り組む。

相談・報告があった場合には、相談・報告者の保護等を徹底した上で、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

方針6(1)、文章の整理

1 不正が発生しにくい制度への見直し

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため策定した「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号ほか）に基づき、不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため、以下の取組を引き続き実施継続するとともに、その評価を行う。

- ① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。
- ② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。
- ③ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

2 情報管理の徹底

職員に対し、規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びに発注者綱紀保持マニュアルの同条関係に規定する発注事務に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

Ⅲ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

各部長及び各コンプライアンス推進責任者は、推進計画に基づく取組の実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の第2月曜日までに適正業務管理官まで報告し、適正業務管理官は、これを毎月開催される推進本部の定例会議において報告するものとする。

また、本部規則第7条第3項の規定に基づき、推進本部長は毎月の定例会議にコンプライアンス推進責任者等を参画させ、事務所等の取組の実施状況報告及び取組に関する意見を受け、取組について検証・指導・改善を行うものとする。

なお、各事務所のコンプライアンス推進責任者等を年1回は必ず参画させるものとする。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

本部規則第6条第3項の規定に基づく公表を、本局ホームページで行い、透明性の確保を図るものとする。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行う。

なお、理解度が低いもの事項については、講習会等で指導し理解度の向上を図る。

内容の明確化

(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握のうえ、推進計画に基づく取組の効果を検証するとともに、推進計画の作成や職員の指導に反映させる。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表

・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合

の公表

4 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察の強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

IV 取組等の周知

推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者、地方公共団体、退職者等の関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ コンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体等へ周知する。

V 推進計画の定期的検証及び見直し

本推進計画に基づく取組を着実に進展させていくため、毎年度ごとに、推進本部において本計画の実施状況を定期的検証のうえ自己評価を行い、コンプライアンス・アドバイザー委員会に報告し、改善に向けた提言を受けるとともに、計画期間内であっても柔軟に対応を行うものとする。

さらに、**3カ年毎計画終了前**に計画期間内の実施状況を踏まえ、実施項目・手法等について抜本的に評価及び見直しを行うものとする。



適正化

四国地方整備局コンプライアンス推進計画案（未定稿） （2019年度～2021年度）

平成31（2019）年〇月〇日
四国地方整備局コンプライアンス推進室

四国地方整備局は、四国地方において広域的な視点に立ち、社会資本の整備・維持管理などを通じて地域の活性化を図り、災害に強い四国づくりを推進し、この地に暮らす人々の命と暮らしを守る重要な使命を担っている。その遂行に当たっては、職員一人ひとりが自覚と誇りを持って職務に当たることが肝要である。

私たち四国地方整備局の職員は、二度と高知県内における入札談合事案（以下「高知事案」という。）のような不祥事を起こすことなく、コンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守し、我々に期待されている社会的要請に的確に対応し、その使命を果たしていく必要がある。

このため、平成24年（2012年）11月に「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を初めて策定し、それ以降、各種取組を進めてきたところである。今回、変更を含め7回目となる「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（2019年度～2021年度）においては、これまでの蓄積を踏まえ、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、より広範囲なコンプライアンスに関する複数年にわたる、以下の取組を行う。なお、取組にあたっては、重点化、優先順位等に十分配慮するとともに、得られたノウハウは、組織全体として蓄積し、活用する。

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月12日に設置した局長を本部長とする「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定で設置した「四国地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成24年度に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等について意見を伺い、取組等の強化に反映させる。

(3) 事務所等の体制

事務所等のコンプライアンスの取組を強化するため、事務所長及び管理所長を「コ

ンプライアンス推進責任者」とし、推進責任者を補佐するため「コンプライアンス推進室」の体制を継続するとともに、現場により密着した形で指導を行うため、本局、事務所等に配置されたコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）を通じ、コンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に行う。

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを発揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、常に、組織風土を変えていくことが重要である。

このため、幹部職員のコンプライアンスの徹底について、以下の取組を進める。

(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出

幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ、各部・各事務所のコンプライアンス指導者に提出する。

コンプライアンス指導者は、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管し、その写しを適正業務管理官まで送付する。

対象者 本 局：課長・室長・センター長以上の管理職
事務所：副所長以上

(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行

幹部職員は、4月期及び10月期の業績評価において、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを徹底すること、及び部下職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを目標として掲げ、着実に実行する。

対象者 上記(1)と同じ

3 職員の意識改革の継続

職員一人ひとりにコンプライアンス意識をしっかりと根付かせ、高知事案を風化させず、また、適正な公文書管理等、常に社会的要請に対応させるための取組が必要である。

このため、講習会等を始めとした職員のコンプライアンス意識の啓発について、以下の取組を進める。

(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

講習会等の内容については、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基

に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び同規程、官製談合防止法、国家公務員法等の関係法令違反の違法性や、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについての認識が高まるような内容を可能な限り取り入れる。

特に入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させる。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

研修等の手法については、一方的な講義方式ではなく、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にしながら、自分の身近な問題として職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用する。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

各職員のコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

コンプライアンス指導者が各部、各事務所等において講習会の講師を務める取組を引き続き進める。

このため、指導者を対象にした講習会や、ブロックワーキングでの勉強会を充実させ、指導者能力の向上を図る。

また、国土交通大学校主催のコンプライアンス指導者養成研修にコンプライアンス指導者等を積極的に参加させるとともに、当該研修の受講者が研修講師等を務めることにより、受講成果のフィードバックを図る。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）は、全職員が参加してグループ討議を行うものであり、最も効果的な職員の意識啓発手法であるとともに、意識を把握する重要な機会であるため、取組の中心的役割を担うものとして位置付ける。

ミーティングは、全員が参加できるよう複数回に分けて実施したり、他の所属のミーティングへ参加させる等の工夫により、出席率が100%となるよう努める。

また、職員一人ひとりの理解が深まるだけでなく、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、関係部署等に相談していくことが定着す

るように身近で具体的な事案に即した取組を行うとともに、ミーティング等で得られた職員意見や疑問点等を共有し、テーマとして再度確認を行うことにより、職員の参加意識や議論の質が高まるような取組を行う。

2) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催する。

- ① コンプライアンス指導者等を対象とした指導者養成講習（講師：外部のコンプライアンス有識者等）
- ② 管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）
- ③ 係長、係員等を対象とした講習会（講師：コンプライアンス指導者）

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、昇任（採用）時の研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れる。

それぞれの研修内容に即して、研修員が日常業務や組織対応の中で感じるコンプライアンス上の問題、疑問等、又は職場でのミーティングで出た疑問点等を持ち寄り、テーマとしてグループ討議等を行うとともに、討議結果を発表、記録するものとする。

4) ブロックワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るための勉強会を、近隣事務所等によるブロックごとに、ブロックワーキングとして実施し、講習会やミーティングのテーマなどについて活発に議論し情報共有を図る。

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

職務上の都合で講習等に出席できない職員による利用及び職員のコンプライアンス意識の醸成を支援することを目的としたイン트라ネットの自主学習コーナーの充実を図るとともに、ミーティングでの主な意見やコンプライアンスの相談についてイン트라ネットに掲載し情報共有を図る。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応等について、適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンスメッセージを日々変更し表示する。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを実施することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、ミーティングの成果等から作成する事例集やコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し全職員に配布する。

4 発注者綱紀保持の徹底

事業者や事業者団体との対応については、四国地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされるよう、組織としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第 5 条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、規程第 12 条第 1 項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第 2 項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、随時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第 6 条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、心の悩みや、周りが見てこれはおかしいと気付く場合も含めてくみ取れるような、相談されやすい窓口となるよう配慮するとともに、各職場においてもコンプライアンスに関する問題を気軽に話し合える風通しのよい組織づくりに取り組む。

相談・報告があった場合には、相談・報告者の保護等を徹底した上で、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

1 不正が発生しにくい制度への見直し

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため策定した「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号ほか）に基づき、以下の取組を継続するとともに、その評価を行う。

- ① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。
- ② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。
- ③ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

2 情報管理の徹底

職員に対し、規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びに発注者綱紀保持マニュアルの同条関係に規定する発注事務に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

各部長及び各コンプライアンス推進責任者は、推進計画に基づく取組の実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の第2月曜日までに適正業務管理官まで報告し、適正業務管理官は、これを毎月開催される推進本部の定例会議において報

告するものとする。

また、本部規則第7条第3項の規定に基づき、推進本部長は毎月の定例会議にコンプライアンス推進責任者等を参画させ、事務所等の取組の実施状況報告及び取組に関する意見を受け、取組について検証・指導・改善を行うものとする。

なお、各事務所のコンプライアンス推進責任者等を年1回は必ず参画させるものとする。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

本部規則第6条第3項の規定に基づく公表を、本局ホームページで行い、透明性の確保を図るものとする。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行う。

なお、理解度が低い事項については、講習会等で指導し理解度の向上を図る。

(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握のうえ、推進計画に基づく取組の効果を検証するとともに、推進計画の作成や職員の指導に反映させる。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表

・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

4 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察の強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

IV 取組等の周知

推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者、地方公共団体、退職者等の関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ コンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体等へ周知する。

V 推進計画の定期的検証及び見直し

本推進計画に基づく取組を着実に進展させていくため、毎年度ごとに、推進本部において本計画の実施状況を定期的検証のうえ自己評価を行い、コンプライアンス・アドバイザリー委員会に報告し、改善に向けた提言を受けるとともに、計画期間内であっても柔軟に対応を行うものとする。

さらに、計画終了前に計画期間内の実施状況を踏まえ、実施項目・手法等について、抜本的に評価及び見直しを行うものとする。

資料 5

次期「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」参考資料（案）

四国地方整備局コンプライアンス推進室

5-1 : 現行計画に関するコンプライアンス・アドバイザー委員会の 平成28, 29年度の評価	… 1
5-2 : これまでの四国地方整備局コンプライアンス推進計画	… 2
5-3 : 四国地方整備局コンプライアンス推進本部規則	… 3
5-4 : コンプライアンス・ミーティングの運用の変更等について	… 6
5-5 : 公文書管理を巡る状況等	… 7
5-6 : コンプライアンスに関する他機関との連携例	… 8

現行計画に関するコンプライアンス・アドバイザー委員会の

H28,29 年度の評価

- ◆ H28 : 平成28年度の取組については、十分良く取り組まれていると評価された。
- ◆ H29 : 平成29年度の取組状況については、推進計画に基づく各取組が確実に行われ、職員のコンプライアンス意識の向上・維持が十分に図られていると評価された。

(H28, H29 「コンプライアンス・アドバイザー委員会」議事概要より)

これまでの四国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成 24 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (H24.11.19 推進本部)

平成 24 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (変更) (H24.12.17 推進本部)

平成 25 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (H25.3.28 推進本部)

平成 26 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (H26.3.17 推進本部)

平成 27 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (H27.3.23 推進本部)

四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (H28 年度～H30 年度)
(H28.3.22 推進本部)

四国地方整備局コンプライアンス推進本部規則

(趣旨)

第1条 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月14日)を踏まえ、四国地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化(以下「コンプライアンス等の強化」という。)を図るため、四国地方整備局にコンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、四国地方整備局の職員として必要な法令の遵守及び綱紀の保持に関する事項として、次に掲げるものをいう。

- 一 四国地方整備局における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持(以下「発注者綱紀保持」という。)
- 二 前号に掲げるもののほか、公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項

2 この規則において「コンプライアンス推進責任者」とは、事務所及び管理所におけるコンプライアンス等の強化を図る責任者である事務所長及び管理所長をいう。

(所掌事務等)

第3条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四国地方整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るための各年度ごとの推進計画(以下「推進計画」という。)の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 推進計画の評価及び変更に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、推進計画の実効性を確保するために必要な事項に関すること。

2 推進本部は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について、不断の見直しを行うものとする。

- 一 発注者綱紀保持規程に関すること。
- 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること。
- 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針

に関すること。

- 四 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析に関すること。
- 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること。
- 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項

- 3 推進本部は、当該年度の前年度末までに、当該年度の推進計画を作成するものとする。
- 4 推進本部は、推進計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するものとする。

(組織)

- 第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、次長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 本部員は、部長をもって充てる。
- 7 主任監査官は、推進本部に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(第三者からの意見聴取)

- 第5条 推進本部は、第3条第1項及び第2項に規定する事務を行おうとするときは、必要に応じ、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある第三者から、意見を聴くものとする。

(本部長による指示等)

- 第6条 本部長は、部長及びコンプライアンス推進責任者（以下「部長等」という。）に対して、推進計画に基づく取組の実施を指示するものとする。
- 2 部長等は、毎年度5月31日までに、前項の指示に基づく前年度の取組の実施状況について、本部長に報告するものとする。
- 3 本部長は、前項の報告に基づき、実施状況を評価し、その結果を毎年度7月31日までに、コンプライアンス報告書として取りまとめ、公表するものとする。

- 4 本部長は、前項の評価結果に基づき、部長等に対して改善を指示するものとする。

(推進本部会議)

第7条 定例会議は、本部長が召集し、原則として毎月開催するものとする。

- 2 随時会議は、必要に応じ、本部長が招集する。
- 3 本部長は、必要に応じ、コンプライアンス推進責任者の参画を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、適正業務管理官 において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年11月12日から施行する。
- 2 四国地方整備局発注者綱紀保持委員会規則（平成17年12月15日付け国四整総第81号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月10日から施行する。

○コンプライアンス・ミーティングの運用の変更等について

◆コンプライアンス・ミーティングについて

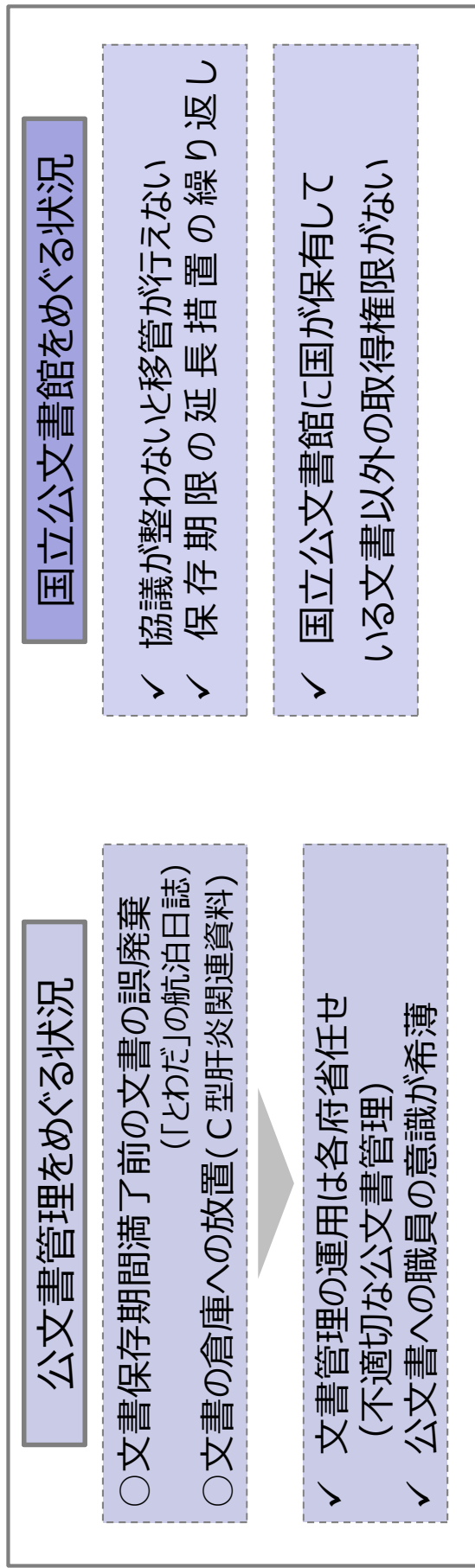
- 平成29年度第1回コンプライアンス・アドバイザリー委員会（H29. 6）において、委員より「実際の振り返りに要する時間が2ヶ月というのは短いのではないか」という運用方法の改善に関する提言があった。
- これを受け、平成29年8月より、3ヶ月完結方式を試行。
- 平成30年度第1回コンプライアンス・アドバイザリー委員会（H30. 7）において、「平成29年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況」について報告。
この中で、3ヶ月完結方式の試行に対する職員アンケートの結果、86%の職員が「現状のままでもよい」と回答しており、事務局としても平成30年度から本運用に移行したい旨報告したのに対し、委員からの了解をいただいた。
よって、次期計画においても3ヶ月完結方式による運用を継続するものとする。
- 現計画では「毎月1回」実施する旨記載しているが、3ヶ月完結方式では、2ヶ月目のミーティング実施は任意とする運用であるため、当該記載は削除する。

◆行動チェックについて

- 行動チェックは、統一テーマによるミーティングの最初の実施月に合わせて実施する運用を行っているが、平成30年度からミーティングの3ヶ月完結方式を本運用に移行したため、行動チェックも3ヶ月タームの1月目（4, 7, 10, 1月）に実施することとした。（これ以外の月での実施は任意）
- このため、現計画における「隔月で」実施する旨の記載は削除する。

公文書管理を巡る状況等

公文書管理法の制定、経緯等



適切な公文書等の管理体制確立 の必要性

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）平成23年4月1日 施行

- 公文書管理法附則第13条第1項の、施行後五年を目途とした見直し規定
- 公文書に関する最近の状況を踏まえての見直し

平成29年12月26日 行政文書の管理に関するガイドライン 改正

平成30年 4月 1日 各行政機関文書管理規則 改正

平成30年 7月20日 公文書管理の適正の確保のための取組について

(行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)

○コンプライアンスに関する他機関との連携例

◆直轄高知港海岸整備事業における暴力団等排除対策連絡会

・高知港湾・空港整備事務所においては、暴力団等の反社会勢力からの不当要求等を組織的に対処、排除し、持って事業の円滑且つ適正な執行と関係者の安全を確保することを目的に、事務所及び関係事業者を会員とする標記連絡会を設置し、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得ながら、連携して取り組んでいる。